# 法人税制改正詳解2011-2012　CONTENTS

はしがき

## 第１章　平成23年12月改正

第１節　法人税率の引下げ ―― 2

1　改正の趣旨及び内容　2

2　税率引下げの必要性　5

3　実効税率の計算への改正の影響　7

4　適用関係　8

5　実効税率と復興特別法人税との関係　8

6　法定実効税率の引下げに伴って考慮すべき事項　9

7　税効果会計への影響点　10

第２節　減価償却の２倍定率法への改正 ―― 12

1　改正前の制度の概要　12

(1)　償却の方法　12

①　定額法　13

②　定率法　13

(2)　資本的支出　14

①　定率法を採用している資産に対して資本的支出を行った場合の特例【合算特例①】　15

②　平成19年３月31日以前に取得した資産に対して資本的支出を行った場合の特例【合算特例②】　16

③　同一事業年度内に複数回の資本的支出を行った場合の資本的支出どうしの合算の特例【合算特例③】　16

(3)　種類等を同じくする減価償却資産の償却限度額　17

2　改正の内容　18

(1)　償却の方法　18

(2)　資本的支出　21

(3) 種類等を同じくする減価償却資産の償却限度額　23
3 適用関係及び経過措置　24
(1) 償却の方法に関する適用関係　24
(2) 平成24年４月１日をまたぐ事業年度に取得をされた減価償却資産の償却の方法に関する経過措置（上記【特例措置①】）　25
(3) 平成19年４月１日から平成24年３月31日までの間に取得をされた減価償却資産に関する経過措置（上記【特例措置②】）　27
① 経過措置の内容　27
② 適用を受けるための手続き　32
③ 取得価額及び耐用年数の調整　33
(4) 資本的支出に関する適用関係及び経過措置　44
① 適用関係　44
② 合算をした減価償却資産に関する経過措置　50
③ 資本的支出どうしの合算に関する経過措置　52
(5) 種類等を同じくする減価償却資産の償却限度額に関する適用関係及び経過措置　54
① 上記(2)（25ページ参照）特例措置①（250％定率法の選択）の適用を受ける場合　54
② 上記(3)（27ページ参照）特例措置②（200％定率法への償却方法の変更）の適用を受ける場合　55
③ 上記(4)②（50ページ参照）の経過措置（平成24年３月31日の属する事業年度に資本的支出を行った場合の経過措置）の適用を受ける場合　55
**第３節　欠損金の繰越控除――その１　56**
1 改正前の制度の概要　56
(1) 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し　56
(2) 青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰

越し　56
(3)　連結欠損金の繰越し　57
(4)　会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入　57
①　会社更生による債務免除等があった場合の期限切れ欠損金の損金算入　57
②　民事再生等による債務免除等があった場合（一定の評定を行う場合）の期限切れ欠損金の損金算入　58
③　民事再生等による債務免除等があった場合（一定の評定を行わない場合）の期限切れ欠損金の損金算入　59
④　解散の場合の期限切れ欠損金の損金算入　60
2　改正の内容　61
(1)　欠損金の控除限度額の縮減　61
(2)　会社更生等による債務免除等があった場合の期限切れ欠損金の損金算入制度との調整　64
①　改正の趣旨及び概要　64
②　改正の内容　67
(3)　欠損金の繰越期間の延長　80
(4)　帳簿書類保存要件　80
3　適用関係及び経過措置　82
(1)　控除限度額の縮減等に関する適用関係　82
(2)　控除限度額の縮減等に関する経過措置　82
(3)　繰越期間の延長等に関する適用関係　84
**第4節　欠損金の繰越控除――その2「連結欠損金」――89**
1　改正前の制度の概要　89
2　改正の内容　90
(1)　欠損金の控除限度額の縮減　90

(2) 会社更生等による債務免除等があった場合の期限切れ欠損金の損金算入制度との調整 92
(3) 欠損金の繰越期間の延長 92
3 適用関係及び経過措置 93
**第5節 貸倒引当金 118**
1 改正前の制度の概要 118
2 改正の内容 120
(1) 概要 120
(2) 中小法人 121
(3) 銀行・保険会社等 123
(4) 一定の金銭債権を有する法人 124
(5) 貸倒実績率 127
① 一定の金銭債権を有する法人の貸倒実績率 127
② 前3年内事業年度に中小法人又は銀行・保険会社等に該当しない事業年度がある場合の貸倒実績率 128
(6) 貸倒実績率の特別な計算方法 130
(7) その他 132
3 適用関係及び経過措置 133
(1) 適用関係 133
(2) 旧制度の適用に関する経過措置 133
(3) 貸倒実績率に関する経過措置 136
① 新制度への移行に係る措置 136
② 上記(2)の経過措置の適用に係る措置 139
(4) 外国政府等向け長期履行遅滞債権に関する経過措置 140
(5) 貸倒実績率の特別な計算方法に関する経過措置 142
**第6節 寄附金 145**
1 改正前の制度の概要 145

(1)　一般の寄附金の損金算入限度額　145
(2)　特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額　154
2　改正の内容　157
(1)　一般の寄附金の損金算入限度額　158
(2)　特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額　159
3　適用関係　161
第7節　更正の請求　163
1　改正前の更正の請求期間等に関する取扱いの概要　163
(1)　更正の請求期間　163
(2)　更正の請求に係る証明書類の添付　164
2　更正の請求期間等に関する取扱いの改正の内容　165
(1)　更正の請求期間の延長　165
(2)　更正の請求に係る証明書類の添付義務の明確化　166
(3)　内容虚偽の更正請求書の提出に対する処罰規定の創設　167
3　適用関係　168
4　改正前の更正の期間制限等に関する取扱いの概要　170
(1)　増額更正の期間制限　170
(2)　法人税の純損失等の金額に係る更正の期間制限　171
5　更正の期間制限等に関する取扱いの改正の内容　172
(1)　増額更正の期間制限の延長　172
(2)　法人税の純損失等の金額に係る更正の期間制限の延長　174
6　適用関係　175
7　改正前の更正の請求範囲等に関する取扱いの概要　176
(1)　当初申告要件　176
(2)　控除額の制限　177
(3)　法人税の所得税額控除に関する最高裁判決（平成21年7月10日第二小法廷）　177

① 事案の概要　177
② 最高裁判所の逆転判決の理由　179
8 更正の請求範囲等に関する取扱いの改正の内容　181
(1) 当初申告要件の緩和　181
(2) 控除額の制限の緩和　184
(3) 対象となる措置　185
(4) 当初申告要件が残っている措置　188
9 適用関係　190
第8節 試験研究費 191
1 改正前の制度の概要　191
(1) 試験研究費の総額に係る税額控除制度（恒久的措置、総額型）192
(2) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度（恒久的措置、総額型）　194
(3) 繰越税額控除限度超過額に係る税額控除制度　195
(4) 中小企業技術基盤強化税制（恒久的措置、総額型）　196
(5) 繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度 198
(6) 試験研究費の増加額又は平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除制度（時限的措置、増加型又は高水準型）199
(7) 平成21年4月1日から平成24年3月31日までの特例　200
(8) 連結納税制度における試験研究費の税額控除制度　201
(9) 試験研究費の範囲　202
2 改正の内容　203
(1) 平成23年12月改正　203
(2) 平成24年3月改正　206

## 第２章　平成24年３月改正


**第１節　環境関連投資促進税制 ―――― 208**

1　平成23年12月改正　208

(1)　エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の廃止と経過措置　208

(2)　適用額の制限の見直し　210

2　平成24年３月改正　212

(1)　改正前の制度の概要　212

(2)　改正の趣旨及び背景　214

(3)　改正の内容　214

①　即時償却措置の導入　215

②　対象資産の見直し　218

(4)　適用関係　220

(5)　改正後の環境関連投資促進税制の概要　221

**第２節　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 ―――― 239**

1　改正前の制度の概要　239

2　平成23年12月改正　242

(1)　対象資産の範囲の見直し　242

(2)　特別控除税額の制限の見直し　243

(3)　適用関係　247

3　平成24年３月改正　247

(1)　対象資産の追加　248

(2)　対象となるデジタル複合機の範囲の見直し　249

(3)　適用関係　250

(4)　改正後の本税制の概要　251

第3節　特定資産の買換特例 ―――― 253
1　改正前の制度の概要　253
2　改正の内容　254
(1)　買換資産の見直し　255
①　特定施設の敷地の用に供される土地等　259
②　面積制限300㎡以上の判定　259
(2)　適用期限の延長　261
3　適用関係　261

## 第3章　国際税制の改正

第1節　外国税額控除制度（平成23年12月改正） ―――― 268
1　改正前の制度の概要　268
(1)　制度の概要　268
(2)　控除限度額の計算　271
(3)　控除対象外国法人税の額の範囲　273
2　改正の内容　274
(1)　外国税額控除の対象から除外される「高率」な外国法人税の水準の引下げ　274
(2)　控除限度額の計算の基礎となる国外所得から除外される非課税国外所得の見直し　276
(3)　国外所得割合の90%制限に対する特例の廃止　278
(4)　適用時期　280
3　復興特別法人税の創設に伴う改正　280
(1)　制度の概要　280
(2)　控除限度額　281
(3)　法人税及び住民税における外国税額控除制度との関係　283

(4)　申告要件等　286

**第２節　過大支払利子税制（平成24年３月改正）―――― 287**

1　制度導入の背景・趣旨　287

2　制度の概要　290

3　関連者等に係る支払利子等の損金不算入制度　291

(1)　制度の内容　291

(2)　用語の定義　293

①　関連者等　293

②　関連者支払利子等の額　299

③　控除対象受取利子等合計額　305

(3)　調整所得金額　309

(4)　適用除外　313

(5)　申告手続　314

(6)　国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（過少資本税制）との関係　315

(7)　外国法人に係る適用関係　316

(8)　受取配当等の益金不算入制度に係る負債利子控除との調整　317

4　超過利子額（損金不算入額の繰越額）の損金算入制度　319

(1)　制度の内容　319

(2)　適格合併等に係る被合併法人等の超過利子額の引継ぎ　321

①　被合併法人等の引継対象超過利子額の帰属事業年度　323

②　適格合併等に係る被合併法人等が連結法人である場合の超過利子額　324

(3)　連結超過利子個別帰属額の単体納税における超過利子額へのみなし規定　325

(4)　ないものとされる超過利子額　326

(5) 外国法人に係る適用関係　326
5 他の制度との調整　327
(1) 内国法人の特定外国子会社等に係る課税の特例（外国子会社合算税制）との調整　327
6 適用時期　335

## 第4章　震災関連税制

### 第1節　復興特別法人税（平成23年12月改正）―― 338
1 創設の経緯　338
(1) 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の制定　338
2 復興特別法人税の条文構成及び各条の要旨　339
3 復興特別法人税の内容　342
(1) 復興特別法人税の概要　343
① 復興特別法人税の納税義務者と税額の計算　343
② 申告、納付、還付等　343
(2) 納税義務者　344
(3) 基準法人税額　345
(4) 課税事業年度　347
(5) 納税地　355
(6) 課税標準　355
① 原則　356
② 特例　356
③ みなし課税事業年度における課税標準法人税額　358
(7) 税額の計算　375
① 税率　375

② 復興特別所得税額控除 376
③ 外国税額控除 379
④ 税額控除の順序 385
⑤ 連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算 385
(8) 申告、納付及び還付等 388
① 課税標準及び税額の申告 388
② 申告期限の延長 390
③ 還付を受けるための申告 391
④ 納付 392
⑤ 復興特別所得税額の還付 392
⑥ 更正の請求の特例 394
⑦ 青色申告 396
⑧ 確定申告に係る更正等による復興特別所得税額の還付 397
(9) その他 398
① 代表者の自署押印 398
② 連帯納付の責任 399
③ 質問検査権 400
④ 罰則 401
(10) 復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等 402
① 法人税法関係の規定の読替え 403
② 租税特別措置法の適用関係 406
③ 国税通則法の適用関係 408
④ 地方税法関係の規定の読替え 411
⑤ 税理士法の規定の読替え 411
⑥ 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の適用関係 412
⑦ 相続税法施行令の規定の読替え 413

⑧　旧石炭鉱業構造調整臨時措置法施行令の規定の読替え　414
⑨　財務省組織令の適用関係　414
**第2節　震災特例法第2弾（平成23年12月改正）――その1 －416**
1　復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（創設）　416
(1)　制度創設の経緯及び趣旨　416
(2)　制度の概要　417
(3)　制度の内容　419
①　復興産業集積区域に係る措置　419
②　復興居住区域に係る措置　428
2　復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除（創設）　435
(1)　制度創設の経緯及び趣旨　435
(2)　制度の概要　436
(3)　制度の内容　436
①　適用対象法人　436
②　適用事業年度　438
③　適用対象となる給与等　439
④　税額控除限度額　439
⑤　法人税法及び租税特別措置法との調整　441
⑥　申告要件　443
(4)　適用関係　447
3　復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等（創設）　448
(1)　制度創設の経緯及び趣旨　448
(2)　制度の概要　448
(3)　制度の内容　449

① 適用対象法人 449
② 対象資産の範囲 450
③ 適用対象期間 451
④ 特別償却限度額等 451
⑤ 申告要件 453
**第3節 震災特例法第2弾(平成23年12月改正)――その2 ― 456**
1 被災代替資産等の特別償却 456
(1) 平成23年12月改正前の制度の内容 456
(2) 改正の内容 458
① 被災代替資産の追加 458
② 被災資産の範囲の明確化 460
(3) 制度の内容 461
① 適用対象法人 461
② 適用対象期間 461
③ 被災代替資産等の範囲 462
④ 特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例 469
⑤ 準備金方式による特別償却 469
⑥ 申告要件 470
(4) 適用関係 470
2 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却(創設) 470
(1) 制度創設の趣旨 470
(2) 制度の概要 471
(3) 制度の内容 471
① 適用対象法人 471
② 適用対象期間 472
③ 被災者向け優良賃貸住宅の範囲 474
④ 割増償却限度額 477

⑤　特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例及び準備金方式による特別償却　477
⑥　他の特別償却等との重複適用の排除　479
⑦　申告要件　479
(4)　適用関係　481
3　再投資等準備金（創設）　481
(1)　制度創設の経緯及び趣旨　481
(2)　制度の概要　481
(3)　制度の内容　483
①　適用対象法人　483
②　適用対象事業年度　485
③　積立限度額　487
④　申告要件　488
⑤　準備金の取崩し（益金算入）　488
4　再投資設備等の特別償却（創設）　494
(1)　制度創設の経緯及び趣旨　494
(2)　制度の概要　494
(3)　制度の内容　495
①　適用対象法人　496
②　対象資産の範囲　496
③　適用事業年度　496
④　特別償却限度額等　497
⑤　申告要件　498
**第4節　震災特例法【福島関連法】（平成24年3月改正）— 500**
1　東日本大震災の被災者等に係る臨時特例法関係（平成24年3月改正）　500
2　福島復興再生特別措置法の制定に伴う措置　502

(1) 改正の経緯、趣旨及び概要　502
(2) 福島復興再生特別措置法の特例による復興産業集積区域に係る措置　503
① 具体的な制度　503
② 適用関係　505
③ 留意点　505
(3) 避難解除区域に係る措置　506
① 避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の創設　506
② 避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度の創設　516
3 被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例の創設　523
(1) 制度創設の経緯及び趣旨　523
(2) 制度の概要　523
(3) 制度の内容　524
① 特例の適用対象　524
② 繰越欠損金の損金算入　525
③ 損金算入の対象となる欠損金額の範囲　526
④ 特例の適用を受けた場合の法人税法の規定の適用　526
⑤ 適用要件　527
(4) 連結納税制度　528
(5) 適用関係　528